

### (3) 不登校の児童生徒への支援について

I	不登校の状況について	1
II	不登校児童生徒を支援する施策について	23
III	不登校関連の主な通知について	25
	(1) 平成4年9月24日付け通知「登校拒否問題への対応について」	25
	(2) 平成5年3月19日付け通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する 場合の通学定期乗車券制度の適用について」	32
	(3) 平成15年5月16日付け通知「不登校への対応の在り方について」	34
	(4) 平成17年7月6日付け通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した 学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」	49
	(5) 平成17年7月6日付け通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行 等について」	53

# I 不登校の状況について

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいう。

なお、平成18年度調査から、「不登校となったきっかけと考えられる状況」及び「不登校状態が継続している理由」の項目に「いじめ」を加えるとともに、該当する状況や理由を複数選択できるよう見直した。

## 1. 平成18年度における不登校児童生徒の状況

- ① 平成18年度間に30日以上欠席した国・公・私立の小・中学校における不登校児童生徒は126,894人〔前年度122,287人〕（小学校23,825人〔前年度22,709人〕, 中学校103,069人〔前年度99,578人〕）であり、近年の減少傾向から、増加に転じた。在籍児童生徒数に占める割合は1.18%（小学校0.33%, 中学校2.86%）となっている。
- ② 不登校児童生徒が在籍する学校数は19,488校（小学校10,067校, 中学校9,421校）であり、全学校数に占める割合は57.5%（小学校44.0%, 中学校85.5%）となっている。
- ③ 不登校児童生徒数を学年別にみると、学年が進むにつれて多くなっており、中学3年生で最も多く、全体の33.4%を占めている。
- ④ 不登校となったきっかけと考えられる状況は、小学校、中学校とも、「その他本人に関わる問題」が最も多く、小学校では「親子関係をめぐる問題」、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が次いで多くなっている。
- ⑤ 不登校状態が継続している理由については、小学校、中学校とも、「不安など情緒的混乱」、「無気力」が上位を占めている。
- ⑥ 不登校児童生徒のうち、30.4%の者は、年度内に登校する（できる）ようになっている。登校するようになった児童生徒に特に効果のあった学校の措置は、小学校・中学校ともに「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った」、「登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした」であり、中学校については、「スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった」も多くなっている。

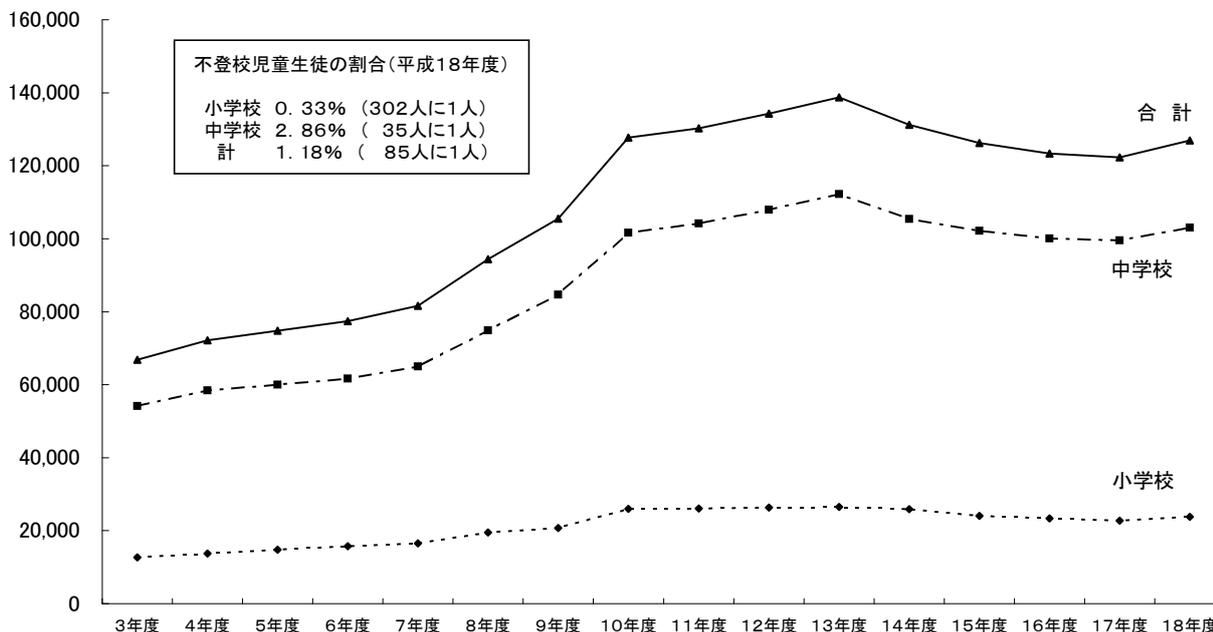
## 2. 不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒数(30日以上欠席者)

区分	小学校			中学校			計		
	(A)全児童数 (人)	(B)不登校児童数 (人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童 数の増▲減 率(%)	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校生 徒数(人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童 数の増▲減 率(%)	(A)全児童生 徒数(人)	(B)不登校児 童生徒数の合 計(人) カッコ内 (B/A ×100) (%)	不登校児童 生徒数の増 ▲減率(%)
3年度	9,157,429	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	-2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	-6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	-5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	-6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	-3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	-3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	-3.2	3,663,513	100,040 (2.73)	-2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	-2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	-2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	-0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	-0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8

(注) 調査対象: 国公立小・中学校

### ○ 不登校児童生徒数の推移



《参考1》不登校児童生徒（50日以上欠席者）数の推移

区分	小学校				中学校				不登校児童生徒数の合計 (人)
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校 児童数 (人)	不登校児童 数の増 ▲減率(%)	B/A × 100 (%)	(A) 全生徒 数 (人)	(B) 不登校 生徒数 (人)	不登校生 徒数の増 ▲減率(%)	B/A × 100 (%)	
41年度	9,584,061	4,430	-	0.05	5,555,762	12,286	-	0.22	16,716
42年度	9,452,071	4,111	▲ 7.2	0.04	5,270,854	11,255	▲ 8.4	0.21	15,366
43年度	9,383,182	3,875	▲ 5.7	0.04	5,043,069	9,631	▲ 14.4	0.19	13,506
44年度	9,403,193	3,807	▲ 1.8	0.04	4,865,196	9,239	▲ 4.1	0.19	13,046
45年度	9,493,485	3,626	▲ 4.8	0.04	4,716,833	8,357	▲ 9.5	0.18	11,983
46年度	9,595,021	3,292	▲ 9.2	0.03	4,694,250	7,522	▲ 10.0	0.16	10,814
47年度	9,696,133	2,958	▲ 10.1	0.03	4,688,444	7,066	▲ 6.1	0.15	10,024
48年度	9,816,536	3,017	2.0	0.03	4,779,593	7,880	11.5	0.16	10,897
49年度	10,088,776	2,651	▲ 12.1	0.03	4,735,705	7,310	▲ 7.2	0.15	9,961
50年度	10,364,846	2,830	6.8	0.03	4,762,442	7,704	5.4	0.16	10,534
51年度	10,609,985	2,951	4.3	0.03	4,833,902	8,362	8.5	0.17	11,313
52年度	10,819,651	2,965	0.5	0.03	4,977,119	9,808	17.3	0.20	12,773
53年度	11,146,874	3,211	8.3	0.03	5,048,296	10,429	6.3	0.21	13,640
54年度	11,629,110	3,434	6.9	0.03	4,966,972	12,002	15.1	0.24	15,436
55年度	11,826,573	3,679	7.1	0.03	5,094,402	13,536	12.8	0.27	17,215
56年度	11,924,653	3,625	▲ 1.5	0.03	5,299,282	15,912	17.6	0.30	19,537
57年度	11,901,520	3,624	▲ 0.0	0.03	5,623,975	20,165	26.7	0.36	23,789
58年度	11,739,452	3,840	6.0	0.03	5,706,810	24,059	19.3	0.42	27,899
59年度	11,464,221	3,976	3.5	0.03	5,828,867	26,215	9.0	0.45	30,191
60年度	11,095,372	4,071	2.4	0.04	5,990,183	27,926	6.5	0.47	31,997
61年度	10,665,404	4,407	8.3	0.04	6,105,749	29,673	6.3	0.49	34,080
62年度	10,226,323	5,293	20.1	0.05	6,081,330	32,748	10.4	0.54	38,041
63年度	9,872,520	6,291	18.9	0.06	5,896,080	36,110	10.3	0.61	42,401
元年度	9,606,627	7,179	14.1	0.07	5,619,297	40,087	11.0	0.71	47,266
2年度	9,373,295	8,014	11.6	0.09	5,369,162	40,223	0.3	0.75	48,237
3年度	9,157,429	9,652	20.4	0.11	5,188,314	43,796	8.9	0.84	53,448
4年度	8,947,226	10,449	8.3	0.12	5,036,840	47,526	8.5	0.94	57,975
5年度	8,768,881	11,469	9.8	0.13	4,850,137	49,212	3.5	1.01	60,681
6年度	8,582,871	12,240	6.7	0.14	4,681,166	51,365	4.4	1.10	63,605
7年度	8,370,246	12,782	4.4	0.15	4,570,390	54,092	5.3	1.18	66,874
8年度	8,105,629	15,314	19.8	0.19	4,527,400	62,228	15.0	1.37	77,542
9年度	7,855,387	16,383	7.0	0.21	4,481,480	71,127	14.3	1.59	87,510
10年度	7,663,533	20,724	26.5	0.27	4,380,604	85,942	20.8	1.96	106,666

(注) 平成3年度以降の不登校児童生徒数は表1の内数

## (2) 不登校児童生徒の在籍学校数

区 分	学校総数 (A) (校)	30日以上欠席者		
		不登校児童生徒在 籍学校数(B) (校)	比率 (%) (B/A×100)	
小学校	国立	73	41	56.2
	公立	22,607	9,964	44.1
	私立	198	62	31.3
	計	22,878	10,067	44.0
中学校	国立	78	72	92.3
	公立	10,205	8,846	86.7
	私立	736	503	68.3
	計	11,019	9,421	85.5
計	国立	151	113	74.8
	公立	32,812	18,810	57.3
	私立	934	565	60.5
	計	33,897	19,488	57.5

(注) 調査対象: 国公立小・中学校

## (3) 学年別不登校児童生徒数

## 小学校 (人)

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国立	2	5	6	13	23	23	72
(男子)	2	4	2	6	12	7	33
(女子)	0	1	4	7	11	16	39
公立	1,079	1,801	2,688	4,062	5,915	8,099	23,644
(男子)	573	947	1,407	2,077	2,981	3,814	11,799
(女子)	506	854	1,281	1,985	2,934	4,285	11,845
私立	0	5	13	18	31	42	109
(男子)	0	3	6	6	11	16	42
(女子)	0	2	7	12	20	26	67
計	1,081	1,811	2,707	4,093	5,969	8,164	23,825
(男子)	575	954	1,415	2,089	3,004	3,837	11,874
(女子)	506	857	1,292	2,004	2,965	4,327	11,951

## 中学校 (人)

区分	1年	2年	3年	計
国立	80	108	146	334
(男子)	50	63	69	182
(女子)	30	45	77	152
公立	23,141	35,775	41,043	99,959
(男子)	11,341	17,528	20,464	49,333
(女子)	11,800	18,247	20,579	50,626
私立	639	992	1,145	2,776
(男子)	247	403	466	1,116
(女子)	392	589	679	1,660
計	23,860	36,875	42,334	103,069
(男子)	11,638	17,994	20,999	50,631
(女子)	12,222	18,881	21,335	52,438

(注) 調査対象: 国公立小・中学校

(4) 不登校となったきっかけと考えられる状況

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
学校生活に起因	いじめ	8人 11.1%	749人 3.2%	3人 2.8%	760人 3.2%	16人 4.8%	3,811人 3.8%	106人 3.8%	3,933人 3.8%	24人 5.9%	4,560人 3.7%	109人 3.8%	4,693人 3.7%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	20人 27.8%	2,859人 12.1%	18人 16.5%	2,897人 12.2%	71人 21.3%	19,703人 19.7%	520人 18.7%	20,294人 19.7%	91人 22.4%	22,562人 18.3%	538人 18.6%	23,191人 18.3%
	教職員との関係をめぐる問題	2人 2.8%	775人 3.3%	5人 4.6%	782人 3.3%	7人 2.1%	1,601人 1.6%	43人 1.5%	1,651人 1.6%	9人 2.2%	2,376人 1.9%	48人 1.7%	2,433人 1.9%
	学業の不振	7人 9.7%	1,545人 6.5%	3人 2.8%	1,555人 6.5%	47人 14.1%	9,778人 9.8%	323人 11.6%	10,148人 9.8%	54人 13.3%	11,323人 9.2%	326人 11.3%	11,703人 9.2%
	クラブ活動、部活動等への不適応	0人 0.0%	72人 0.3%	1人 0.9%	73人 0.3%	6人 1.8%	2,448人 2.4%	58人 2.1%	2,512人 2.4%	6人 1.5%	2,520人 2.0%	59人 2.0%	2,585人 2.0%
	学校のきまり等をめぐる問題	0人 0.0%	142人 0.6%	0人 0.0%	142人 0.6%	4人 1.2%	3,412人 3.4%	39人 1.4%	3,455人 3.4%	4人 1.0%	3,554人 2.9%	39人 1.4%	3,597人 2.8%
	入学、転編入学、進級時の不適応	5人 6.9%	852人 3.6%	2人 1.8%	859人 3.6%	19人 5.7%	3,565人 3.6%	161人 5.8%	3,745人 3.6%	24人 5.9%	4,417人 3.6%	163人 5.6%	4,604人 3.6%
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	6人 8.3%	2,282人 9.7%	14人 12.8%	2,302人 9.7%	9人 2.7%	5,288人 5.3%	117人 4.2%	5,414人 5.3%	15人 3.7%	7,570人 6.1%	131人 4.5%	7,716人 6.1%
	親子関係をめぐる問題	9人 12.5%	4,204人 17.8%	30人 27.5%	4,243人 17.8%	48人 14.4%	9,205人 9.2%	327人 11.8%	9,580人 9.3%	57人 14.0%	13,409人 10.8%	357人 12.4%	13,823人 10.9%
	家庭内の不和	2人 2.8%	1,348人 5.7%	7人 6.4%	1,357人 5.7%	27人 8.1%	4,556人 4.6%	118人 4.3%	4,701人 4.6%	29人 7.1%	5,904人 4.8%	125人 4.3%	6,058人 4.8%
本人の問題に起因	病気による欠席	5人 6.9%	2,089人 8.8%	8人 7.3%	2,102人 8.8%	21人 6.3%	7,165人 7.2%	271人 9.8%	7,457人 7.2%	26人 6.4%	9,254人 7.5%	279人 9.7%	9,559人 7.5%
	その他本人に関わる問題	17人 23.6%	8,946人 37.8%	40人 36.7%	9,003人 37.8%	117人 35.0%	36,437人 36.5%	797人 28.7%	37,351人 36.2%	134人 33.0%	45,383人 36.7%	837人 29.0%	46,354人 36.5%
その他	5人 6.9%	2,542人 10.8%	7人 6.4%	2,554人 10.7%	14人 4.2%	4,479人 4.5%	113人 4.1%	4,606人 4.5%	19人 4.7%	7,021人 5.7%	120人 4.2%	7,160人 5.6%	
不明	5人 6.9%	1,127人 4.8%	6人 5.5%	1,138人 4.8%	9人 2.7%	3,963人 4.0%	218人 7.9%	4,190人 4.1%	14人 3.4%	5,090人 4.1%	224人 7.8%	5,328人 4.2%	

(注1) 調査対象:国公立小・中学校

(注2) 複数回答可とする

(注3) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(5) 不登校状態が継続している理由

区 分	小学校				中学校				計			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
いじめ	4 人 5.6 %	274 人 1.2 %	1 人 0.9 %	279 人 1.2 %	7 人 2.1 %	1,143 人 1.1 %	29 人 1.0 %	1,179 人 1.1 %	11 人 2.7 %	1,417 人 1.1 %	30 人 1.0 %	1,458 人 1.1 %
いじめを除く他の 児童生徒との関係	14 人 19.4 %	1,976 人 8.4 %	12 人 11.0 %	2,002 人 8.4 %	60 人 18.0 %	13,232 人 13.2 %	409 人 14.7 %	13,701 人 13.3 %	74 人 18.2 %	15,208 人 12.3 %	421 人 14.6 %	15,703 人 12.4 %
教職員との関係	1 人 1.4 %	387 人 1.6 %	4 人 3.7 %	392 人 1.6 %	7 人 2.1 %	876 人 0.9 %	25 人 0.9 %	908 人 0.9 %	8 人 2.0 %	1,263 人 1.0 %	29 人 1.0 %	1,300 人 1.0 %
その他の学校生活 上の影響	9 人 12.5 %	1,222 人 5.2 %	3 人 2.8 %	1,234 人 5.2 %	36 人 10.8 %	7,688 人 7.7 %	227 人 8.2 %	7,951 人 7.7 %	45 人 11.1 %	8,910 人 7.2 %	230 人 8.0 %	9,185 人 7.2 %
あそび・非行	0 人 0.0 %	240 人 1.0 %	0 人 0.0 %	240 人 1.0 %	6 人 1.8 %	11,192 人 11.2 %	17 人 0.6 %	11,215 人 10.9 %	6 人 1.5 %	11,432 人 9.2 %	17 人 0.6 %	11,455 人 9.0 %
無気力	14 人 19.4 %	6,664 人 28.2 %	25 人 22.9 %	6,703 人 28.1 %	80 人 24.0 %	27,825 人 27.8 %	398 人 14.3 %	28,303 人 27.5 %	94 人 23.2 %	34,489 人 27.9 %	423 人 14.7 %	35,006 人 27.6 %
不安など情緒的混 乱	28 人 38.9 %	9,963 人 42.1 %	50 人 45.9 %	10,041 人 42.1 %	153 人 45.8 %	33,122 人 33.1 %	1,237 人 44.6 %	34,512 人 33.5 %	181 人 44.6 %	43,085 人 34.9 %	1,287 人 44.6 %	44,553 人 35.1 %
意図的な拒否	5 人 6.9 %	1,384 人 5.9 %	4 人 3.7 %	1,393 人 5.8 %	12 人 3.6 %	6,527 人 6.5 %	123 人 4.4 %	6,662 人 6.5 %	17 人 4.2 %	7,911 人 6.4 %	127 人 4.4 %	8,055 人 6.3 %
その他	12 人 16.7 %	4,466 人 18.9 %	36 人 33.0 %	4,514 人 18.9 %	37 人 11.1 %	9,025 人 9.0 %	479 人 17.3 %	9,541 人 9.3 %	49 人 12.1 %	13,491 人 10.9 %	515 人 17.9 %	14,055 人 11.1 %

(注1) 調査対象:国公立小・中学校

(注2) 複数回答可とする

(注3) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(6) 不登校児童生徒への指導結果の状況

区分		小学校		中学校		計	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
指導の結果, 登校する又はできるようになった児童生徒	国立	25	34.7	102	30.5	127	31.3
	公立	7,691	32.5	29,938	30.0	37,629	30.4
	私立	55	50.5	807	29.1	862	29.9
	計	7,771	32.6	30,847	29.9	38,618	30.4
指導中の児童生徒	国立	47	65.3	232	69.5	279	68.7
	公立	15,953	67.5	70,021	70.0	85,974	69.6
	私立	54	49.5	1,969	70.9	2,023	70.1
	計	16,054	67.4	72,222	70.1	88,276	69.6
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	国立	13	18.1	58	17.4	71	17.5
	公立	4,761	20.1	20,182	20.2	24,943	20.2
	私立	16	14.7	363	13.1	379	13.1
	計	4,790	20.1	20,603	20.0	25,393	20.0

(注) 調査対象: 国公立小・中学校

## (7)「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果があった学校の措置

(校)

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	合計	
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	5	3,167	10	3,182	14	3,963	70	4,047	19	7,130	80	7,229
	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった	4	2,497	13	2,514	11	3,348	82	3,441	15	5,845	95	5,955
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	4	1,116	5	1,125	5	2,162	39	2,206	9	3,278	44	3,331
	養護教諭が専門的に指導にあたった	7	1,703	11	1,721	21	2,942	83	3,046	28	4,645	94	4,767
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった	7	2,017	15	2,039	22	5,153	158	5,333	29	7,170	173	7,372
	友人関係を改善するための指導を行った	7	2,521	13	2,541	20	3,565	118	3,703	27	6,086	131	6,244
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	6	2,688	15	2,709	15	3,469	101	3,585	21	6,157	116	6,294
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	4	1,459	5	1,468	3	1,781	42	1,826	7	3,240	47	3,294
	様々な活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意した	3	2,622	11	2,636	12	2,713	68	2,793	15	5,335	79	5,429
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	8	2,461	16	2,485	24	4,742	166	4,932	32	7,203	182	7,417
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけたりに迎えに行くなどした	9	4,009	17	4,035	23	5,366	172	5,561	32	9,375	189	9,596
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った	10	3,799	16	3,825	28	5,984	149	6,161	38	9,783	165	9,986
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	10	3,319	17	3,346	18	4,271	169	4,458	28	7,590	186	7,804
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	7	1,876	5	1,888	13	3,064	50	3,127	20	4,940	55	5,015
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった	1	837	3	841	15	1,650	73	1,738	16	2,487	76	2,579
その他	0	361	2	363	0	592	30	622	0	953	32	985	

(注1) 調査対象：国公立小・中学校

(注2) 複数回答可とする

(8)相談, 指導, 治療を受けた機関等及び指導要録上「出席扱い」した児童生徒数 (人)

区分		小学校		中学校		計			B/A	
		指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	指導・治療を受けた人数(A)	不登校児童生徒数におけるAの割合	指導要録上出席扱いした人数(B)		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	国立	13	7	31	19	44	10.8%	26	59.1%
		公立	3,242	2,000	13,088	10,729	16,330	13.2%	12,729	77.9%
		私立	2	2	107	38	109	3.8%	40	36.7%
		計	3,257	2,009	13,226	10,786	16,483	13.0%	12,795	77.6%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	国立	11	3	33	18	44	10.8%	21	47.7%
		公立	3,931	706	5,668	2,111	9,599	7.8%	2,817	29.3%
		私立	7	1	65	10	72	2.5%	11	15.3%
		計	3,949	710	5,766	2,139	9,715	7.7%	2,849	29.3%
	③児童相談所・福祉事務所	国立	9	0	14	2	23	5.7%	2	8.7%
		公立	2,498	246	5,442	1,059	7,940	6.4%	1,305	16.4%
		私立	5	0	65	4	70	2.4%	4	5.7%
		計	2,512	246	5,521	1,065	8,033	6.3%	1,311	16.3%
	④保健所, 精神保健福祉センター	国立	0	0	3	0	3	0.7%	0	0.0%
		公立	375	20	628	50	1,003	0.8%	70	7.0%
		私立	0	0	13	0	13	0.5%	0	0.0%
		計	375	20	644	50	1,019	0.8%	70	6.9%
	⑤病院, 診療所	国立	19	1	65	7	84	20.7%	8	9.5%
		公立	2,908	185	8,434	456	11,342	9.2%	641	5.7%
		私立	21	2	730	36	751	26.0%	38	5.1%
		計	2,948	188	9,229	499	12,177	9.6%	687	5.6%
	⑥民間団体, 民間施設	国立	3	1	16	2	19	4.7%	3	15.8%
		公立	749	145	1,658	610	2,407	1.9%	755	31.4%
		私立	14	1	135	12	149	5.2%	13	8.7%
		計	766	147	1,809	624	2,575	2.0%	771	29.9%
⑦上記以外の施設	国立	11	2	24	3	35	8.6%	5	14.3%	
	公立	616	71	1,653	270	2,269	1.8%	341	15.0%	
	私立	10	0	29	6	39	1.4%	6	15.4%	
	計	637	73	1,706	279	2,343	1.8%	352	15.0%	
⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導を受けた人数	国立	44	10	165	47	209	51.5%	57	27.3%	
	公立	11,469	3,016	32,786	14,067	44,255	35.8%	17,083	38.6%	
	私立	49	6	1,065	101	1,114	38.6%	107	9.6%	
	計	11,562	3,032	34,016	14,215	45,578	35.9%	17,247	37.8%	
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた人数	国立	26	-	132	-	158	38.9%	-	-
		公立	6,051	-	21,238	-	27,289	22.1%	-	-
		私立	44	-	675	-	719	24.9%	-	-
		計	6,121	-	22,045	-	28,166	22.2%	-	-
	⑩スクールカウンセラー等による専門的な相談を受けた人数	国立	32	-	144	-	176	43.3%	-	-
		公立	7,808	-	39,520	-	47,328	38.3%	-	-
		私立	38	-	1,303	-	1,341	46.5%	-	-
		計	7,878	-	40,967	-	48,845	38.5%	-	-
	⑪上記⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	国立	43	-	211	-	254	62.6%	-	-
		公立	11,695	-	50,807	-	62,502	50.6%	-	-
		私立	67	-	1,654	-	1,721	59.7%	-	-
		計	11,805	-	52,672	-	64,477	50.8%	-	-
⑫上記①～⑦、⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	国立	60	-	292	-	352	86.7%	-	-	
	公立	16,632	-	64,129	-	80,761	65.3%	-	-	
	私立	88	-	2,053	-	2,141	74.2%	-	-	
	計	16,780	-	66,474	-	83,254	65.6%	-	-	

(注1) 調査対象: 国公立小・中学校

(注2) ①～⑦、⑨、⑩については複数回答であり、⑧、⑪、⑫は実数。

(9) 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとなった児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	10	3,016	6	3,032
中学校	47	14,067	101	14,215
計	57	17,083	107	17,247

(10) 自宅においてIT等を活用した学習活動を行い指導要録上出席扱いとなった児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	2	55	0	57
※	0	30	0	30
中学校	0	198	18	216
※	0	116	5	121
計	2	253	18	273
※	0	146	5	151

(注)※の欄は、自宅においてIT等を活用した学習活動を行い、指導要録上出席扱いとなった児童生徒のうち、学校外の機関等で相談・指導を受けた日数についても指導要録上出席扱いを受け、「9 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとなった児童生徒数」にも計上されている児童生徒数。

(11) 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数

小学校

【国立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	5	6	13	23	23	70
(B)うち17年度から継続(人)	1	0	5	6	7	19
比率(B/A×100)(%)	20.0	0.0	38.5	26.1	30.4	27.1

【公立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	1,801	2,688	4,062	5,915	8,099	22,565
(B)うち17年度から継続(人)	556	956	1,599	2,386	3,698	9,195
比率(B/A×100)(%)	30.9	35.6	39.4	40.3	45.7	40.7

【私立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	5	13	18	31	42	109
(B)うち17年度から継続(人)	1	3	2	10	11	27
比率(B/A×100)(%)	20.0	23.1	11.1	32.3	26.2	24.8

【計】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	1,811	2,707	4,093	5,969	8,164	22,744
(B)うち17年度から継続(人)	558	959	1,606	2,402	3,716	9,241
比率(B/A×100)(%)	30.8	35.4	39.2	40.2	45.5	40.6

中学校

【国立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	80	108	146	334
(B)うち17年度から継続(人)	17	42	67	126
比率(B/A×100)(%)	21.3	38.9	45.9	37.7

【公立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	23,141	35,775	41,043	99,959
(B)うち17年度から継続(人)	6,962	17,965	25,916	50,843
比率(B/A×100)(%)	30.1	50.2	63.1	50.9

【私立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	639	992	1,145	2,776
(B)うち17年度から継続(人)	96	358	514	968
比率(B/A×100)(%)	15.0	36.1	44.9	34.9

【計】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	23,860	36,875	42,334	103,069
(B)うち17年度から継続(人)	7,075	18,365	26,497	51,937
比率(B/A×100)(%)	29.7	49.8	62.6	50.4

(注)調査対象:国公立小・中学校

## (12) 都道府県別不登校児童生徒数(国・公・私立)

都道府県	小学校	中学校	計	1,000人当たりの不登校児童生徒数
1 北海道	756	3,374	4,130	9.2
2 青森県	227	1,258	1,485	11.6
3 岩手県	158	1,046	1,204	10.1
4 宮城県	417	2,097	2,514	12.5
5 秋田県	147	655	802	8.7
6 山形県	194	829	1,023	9.8
7 福島県	276	1,626	1,902	9.9
8 茨城県	501	2,498	2,999	11.4
9 栃木県	460	2,049	2,509	14.4
10 群馬県	376	1,761	2,137	11.9
11 埼玉県	1,362	6,279	7,641	12.7
12 千葉県	828	4,330	5,158	10.3
13 東京都	1,907	7,884	9,791	11.1
14 神奈川県	2,070	8,061	10,131	14.3
15 新潟県	429	1,880	2,309	11.1
16 富山県	233	802	1,035	11.3
17 石川県	235	890	1,125	11.0
18 福井県	160	626	786	10.5
19 山梨県	195	868	1,063	13.2
20 長野県	630	2,061	2,691	13.9
21 岐阜県	491	1,845	2,336	12.4
22 静岡県	750	3,001	3,751	11.5
23 愛知県	1,706	6,152	7,858	12.2
24 三重県	385	1,597	1,982	12.0
25 滋賀県	468	1,307	1,775	13.9
26 京都府	542	2,025	2,567	12.1
27 大阪府	1,626	7,830	9,456	12.7
28 兵庫県	818	4,409	5,227	10.7
29 奈良県	351	1,276	1,627	13.0
30 和歌山県	282	1,058	1,340	14.7
31 鳥取県	128	459	587	11.2
32 島根県	261	761	1,022	16.3
33 岡山県	505	1,752	2,257	13.3
34 広島県	744	2,498	3,242	13.1
35 山口県	260	1,250	1,510	12.3
36 徳島県	143	623	766	11.5
37 香川県	159	787	946	11.0
38 愛媛県	135	898	1,033	8.2
39 高知県	176	780	956	14.9
40 福岡県	794	4,248	5,042	11.6
41 佐賀県	147	761	908	11.0
42 長崎県	232	1,075	1,307	9.6
43 熊本県	214	1,445	1,659	10.0
44 大分県	232	967	1,199	11.7
45 宮崎県	108	780	888	8.3
46 鹿児島県	277	1,316	1,593	10.1
47 沖縄県	330	1,295	1,625	10.5
合計	23,825	103,069	126,894	11.8
平成17年度	22,709	99,578	122,287	11.3

《参考2》 公立小・中学校における不登校の状況

(1) 不登校児童生徒の在籍学校数

区分	公立学校総数 (A) (校)	30日以上の欠席者			
		在籍学校数 (B) (校)	対前年度増減 無：増 ▲：減	比率(%) (B/A×100)	
小学校	3年度	24,557	6,464	-	26.3
	4年度	24,487	6,655	191	27.2
	5年度	24,432	7,101	446	29.1
	6年度	24,390	7,293	192	29.9
	7年度	24,302	7,532	239	31.0
	8年度	24,235	8,332	800	34.4
	9年度	24,132	8,584	252	35.6
	10年度	24,051	10,623	2,039	44.2
	11年度	23,944	10,618	▲ 5	44.3
	12年度	23,861	10,701	83	44.8
	13年度	23,719	10,646	▲ 55	44.9
	14年度	23,560	10,462	▲ 184	44.4
	15年度	23,381	10,141	▲ 321	43.4
	16年度	23,160	9,857	▲ 284	42.6
	17年度	22,856	9,652	▲ 205	42.2
	18年度	22,607	9,964	312	44.1
中学校	3年度	10,595	7,348	-	69.4
	4年度	10,596	7,497	149	70.8
	5年度	10,578	7,557	60	71.4
	6年度	10,568	7,636	79	72.3
	7年度	10,551	7,645	9	72.5
	8年度	10,537	7,814	169	74.2
	9年度	10,518	7,902	88	75.1
	10年度	10,497	8,804	902	83.9
	11年度	10,473	8,887	83	84.9
	12年度	10,453	8,997	110	86.1
	13年度	10,429	9,017	20	86.5
	14年度	10,392	8,963	▲ 54	86.2
	15年度	10,358	8,866	▲ 97	85.6
	16年度	10,317	8,866	0	85.9
	17年度	10,238	8,776	▲ 90	85.7
	18年度	10,205	8,846	70	86.7
計	3年度	35,152	13,812	-	39.3
	4年度	35,083	14,152	340	40.3
	5年度	35,010	14,658	506	41.9
	6年度	34,958	14,929	271	42.7
	7年度	34,853	15,177	248	43.5
	8年度	34,772	16,146	969	46.4
	9年度	34,650	16,486	340	47.6
	10年度	34,548	19,427	2,941	56.2
	11年度	34,417	19,505	78	56.7
	12年度	34,314	19,698	193	57.4
	13年度	34,148	19,663	▲ 35	57.6
	14年度	33,952	19,425	▲ 238	57.2
	15年度	33,739	19,007	▲ 418	56.3
	16年度	33,477	18,723	▲ 284	55.9
	17年度	33,094	18,428	▲ 295	55.7
	18年度	32,812	18,810	382	57.3

注) 調査対象：公立小・中学校

(2) 学年別不登校児童生徒数 (人)

(小学校)

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
11年度	1,330	2,181	3,129	4,520	6,531	8,213	25,904
12年度	1,381	2,153	3,214	4,453	6,509	8,552	26,262
13年度	1,414	2,180	3,200	4,633	6,545	8,442	26,414
14年度	1,334	2,203	3,153	4,486	6,397	8,189	25,762
15年度	1,189	1,941	2,940	4,076	5,873	7,948	23,967
16年度	1,175	1,811	2,721	4,090	5,791	7,601	23,189
17年度	1,059	1,731	2,610	3,856	5,872	7,438	22,566
18年度	1,079	1,801	2,688	4,062	5,915	8,099	23,644

(中学校)

区分	1年	2年	3年	計
11年度	22,416	36,020	44,091	102,527
12年度	23,460	37,677	44,950	106,087
13年度	24,293	38,957	46,966	110,216
14年度	22,627	36,905	43,951	103,483
15年度	22,461	35,105	42,522	100,088
16年度	22,447	35,151	40,200	97,798
17年度	22,002	34,987	39,983	96,972
18年度	23,141	35,775	41,043	99,959

注) 調査対象：公立小・中学校

## (3) 相談, 指導, 治療を受けた機関等及び指導要録上「出席扱い」した児童生徒数 (人)

区分		小学校		中学校		計		
		指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	17年度	2,998	1,920	12,672	10,265	15,670	12,185
		18年度	3,242	2,000	13,088	10,729	16,330	12,729
	②教育センター等教育委員会所管の機関	17年度	3,440	670	5,149	1,895	8,589	2,565
		18年度	3,931	706	5,668	2,111	9,599	2,817
	③児童相談所・福祉事務所	17年度	2,223	254	5,182	1,048	7,405	1,302
		18年度	2,498	246	5,442	1,059	7,940	1,305
	④保健所, 精神保健福祉センター	17年度	322	14	539	56	861	70
		18年度	375	20	628	50	1,003	70
	⑤病院, 診療所	17年度	2,589	139	7,177	513	9,766	652
		18年度	2,908	185	8,434	456	11,342	641
	⑥民間団体, 民間施設	17年度	686	147	1,664	584	2,350	731
		18年度	749	145	1,658	610	2,407	755
	⑦上記以外の施設	17年度	517	64	1,533	262	2,050	326
		18年度	616	71	1,653	270	2,269	341
⑧ ①～⑦による相談, 指導, 治療を受けた人数	17年度	10,796	2,952	30,970	13,779	41,766	16,731	
	18年度	11,469	3,016	32,786	14,067	44,255	17,083	
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた人数	17年度	5,907	-	20,587	-	26,494	-
		18年度	6,051	-	21,238	-	27,289	-
	⑩スクールカウンセラー等による専門的な相談を受けた人数	17年度	6,810	-	38,273	-	45,083	-
		18年度	7,808	-	39,520	-	47,328	-
	⑪ ⑨, ⑩による相談, 指導, 治療を受けた人数	17年度	11,137	-	50,509	-	61,646	-
		18年度	11,695	-	50,807	-	62,502	-
	⑫ ①～⑦, ⑨, ⑩による相談, 指導, 治療を受けた人数	17年度	15,914	-	63,830	-	79,744	-
		18年度	16,632	-	64,129	-	80,761	-

注1) 調査対象: 公立小・中学校

注2) ①～⑦, ⑨, ⑩については複数回答であり, ⑧, ⑪, ⑫は実数。

### 3. 教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況

区分		機関数 (箇所)	指導員数					
			常勤		非常勤		計	
			人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
都道府県が設置	17年度	31	61	41.8	85	58.2	146	100.0
	18年度	31	71	42.5	96	57.5	167	100.0
市町村が設置	17年度	1,130	916	24.2	2,867	75.8	3,783	100.0
	18年度	1,133	947	24.8	2,876	75.2	3,823	100.0
計	17年度	1,161	977	24.9	2,952	75.1	3,929	100.0
	18年度	1,164	1,018	25.5	2,972	74.5	3,990	100.0

#### 4. 平成18年度における国・公・私立高等学校における長期欠席者の状況

- ① 国・公・私立高等学校における不登校生徒数は 57,544 人〔17 年度 59,680 人〕で、在籍者に占める割合は 1.65%〔17 年度 1.66%〕である。
- ② 国・公・私立別にみると、国立で 29 人（在籍者に占める割合 0.31%）、公立で 43,508 人（1.78%）、私立で 14,007 人（1.35%）である。
- ③ 不登校生徒のうち、中途退学に至った者は 21,485 人、原級留置となった者は 5,703 人である。
- ④ 不登校生徒のうち、不登校状態が前年度より継続している者は 21,376 人である。
- ⑤ 不登校となったきっかけは、「その他本人に関わる問題」が最も多く、次に「学業の不振」が多い。
- ⑥ 不登校状態が継続している理由は、「無気力」が最も多く、次に「不安など情緒的混乱」が多い。

## 5. 国・公・私立高等学校における長期欠席者の状況

### (1) 高等学校における理由別長期欠席者数

	在籍者数	理由別長期欠席者数				
		不登校	経済的理由	病気	その他	計
国立	9,479	29 0.31%	1 0.01%	17 0.18%	1 0.01%	48 0.51%
公立	2,445,006	43,508 1.78%	2,959 0.12%	10,890 0.45%	22,851 0.93%	80,208 3.28%
私立	1,035,060	14,007 1.35%	795 0.08%	6,287 0.61%	5,270 0.51%	26,359 2.55%
計	3,489,545	57,544 1.65%	3,755 0.11%	17,194 0.49%	28,122 0.81%	106,615 3.06%

(注1) 在籍者数は、平成18年5月1日現在

(注2) 本調査における「不登校」については、学校基本調査の小中学校における理由別長期欠席者数において、「不登校」(＝何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの(ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。))に該当するものを計上している。

### (2) 課程・学科・学年別不登校生徒数

#### 【国立】

(人)

	全日制普通科		全日制専門学科		全日制総合学科		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	10	0.4	0	0.0	0	0.0	10	0.3
2年生	13	0.5	2	0.8	0	0.0	15	0.5
3年生	3	0.1	1	0.4	0	0.0	4	0.1
4年生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
単位制	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	26	0.3	3	0.4	0	0.0	29	0.3

#### 【公立】

(人)

	全日制普通科		全日制専門学科		全日制総合学科		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	7,577	1.6	3,483	1.6	188	1.6	2,999	15.9	14,247	1.9
2年生	6,800	1.4	2,773	1.3	136	1.2	1,665	11.2	11,374	1.6
3年生	4,672	0.9	1,302	0.6	108	1.0	1,089	7.7	7,171	1.0
4年生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	669	6.2	669	6.2
単位制	1,345	1.6	145	1.6	1,391	1.5	7,166	15.5	10,047	4.3
計	20,394	1.3	7,703	1.2	1,823	1.4	13,588	13.0	43,508	1.8

#### 【私立】

(人)

	全日制普通科		全日制専門学科		全日制総合学科		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	4,858	1.6	1,057	2.2	247	7.7	57	4.9	6,219	1.8
2年生	3,613	1.3	750	1.7	172	5.9	62	5.8	4,597	1.4
3年生	2,375	0.8	418	0.9	86	3.2	25	2.4	2,904	0.8
4年生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.5	1	0.5
単位制	133	6.5	0	0.0	149	10.1	4	3.4	286	7.9
計	10,979	1.2	2,225	1.6	654	6.4	149	4.1	14,007	1.4

#### 【計】

(人)

	全日制普通科		全日制専門学科		全日制総合学科		定時制		計	
	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	12,445	1.6	4,540	1.7	435	2.8	3,056	15.2	20,476	1.9
2年生	10,426	1.3	3,525	1.4	308	2.1	1,727	10.8	15,986	1.5
3年生	7,050	0.9	1,721	0.7	194	1.4	1,114	7.3	10,079	0.9
4年生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	670	6.1	670	6.1
単位制	1,478	1.7	145	1.6	1,540	1.6	7,170	15.5	10,333	4.4
計	31,399	1.3	9,931	1.3	2,477	1.8	13,737	12.7	57,544	1.6

(注) (%)は、全生徒数に占める不登校生徒数の割合

## (3) 不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数

(人)

		国立	公立	私立	計
中途退学	不登校生徒数(A)	29	43,508	14,007	57,544
	不登校生徒のうち中途退学に至った者(B)	10	15,703	5,772	21,485
	(B) / (A) (%)	34.5%	36.1%	41.2%	37.3%
原級留置	不登校生徒数(A)	29	43,508	14,007	57,544
	不登校生徒のうち原級留置になった者(B)	10	4,739	954	5,703
	(B) / (A) (%)	34.5%	10.9%	6.8%	9.9%

## (4) 不登校状態が前年度から継続している生徒数

## 【国立】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
平成18年度不登校生徒数(人)	10	15	4	0	0	29
うち17年度から継続(人)	4	5	0	0	0	9
その他(人)	4	0	0	0	0	4

## 【公立】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
平成18年度不登校生徒数(人)	14,247	11,374	7,171	669	10,047	43,508
うち17年度から継続(人)	3,409	3,574	2,976	413	4,922	15,294
その他(人)	3,533	224	110	12	1,550	5,429

## 【私立】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
平成18年度不登校生徒数(人)	6,219	4,597	2,904	1	286	14,007
うち17年度から継続(人)	2,353	2,012	1,584	0	124	6,073
その他(人)	1,574	193	108	0	47	1,922

## 【計】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	計
平成18年度不登校生徒数(人)	20,476	15,986	10,079	670	10,333	57,544
うち17年度から継続(人)	5,766	5,591	4,560	413	5,046	21,376
その他(人)	5,111	417	218	12	1,597	7,355

(注)「その他」には、不登校生徒のうち前年度の状況が確認できなかった者を計上

## (5) 不登校となったきっかけと考えられる状況

区 分		国立	公立	私立	計
学校生活に起因	いじめ	1 人 3.4 %	536 人 1.2 %	206 人 1.5 %	743 人 1.3 %
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	4 人 13.8 %	5,602 人 12.9 %	1,956 人 14.0 %	7,562 人 13.1 %
	教職員との関係をめぐる問題	0 人 0.0 %	351 人 0.8 %	129 人 0.9 %	480 人 0.8 %
	学業の不振	4 人 13.8 %	6,530 人 15.0 %	1,465 人 10.5 %	7,999 人 13.9 %
	進路にかかる不安	1 人 3.4 %	2,242 人 5.2 %	647 人 4.6 %	2,890 人 5.0 %
	クラブ活動、部活動等への不適応	0 人 0.0 %	664 人 1.5 %	387 人 2.8 %	1,051 人 1.8 %
	学校のきまり等をめぐる問題	1 人 3.4 %	1,551 人 3.6 %	851 人 6.1 %	2,403 人 4.2 %
	入学、転編入学、進級時の不適応	1 人 3.4 %	3,892 人 8.9 %	1,016 人 7.3 %	4,909 人 8.5 %
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	1 人 3.4 %	1,519 人 3.5 %	574 人 4.1 %	2,094 人 3.6 %
	親子関係をめぐる問題	3 人 10.3 %	2,475 人 5.7 %	939 人 6.7 %	3,417 人 5.9 %
	家庭内の不和	2 人 6.9 %	1,340 人 3.1 %	603 人 4.3 %	1,945 人 3.4 %
本人の問題に起因	病気による欠席	4 人 13.8 %	3,083 人 7.1 %	1,631 人 11.6 %	4,718 人 8.2 %
	その他本人に関わる問題	11 人 37.9 %	15,080 人 34.7 %	4,793 人 34.2 %	19,884 人 34.6 %
その他		1 人 3.4 %	2,438 人 5.6 %	642 人 4.6 %	3,081 人 5.4 %
不明		1 人 3.4 %	2,491 人 5.7 %	661 人 4.7 %	3,153 人 5.5 %

(注1) 調査対象:国公立高等学校

(注2) 複数回答可とする。

(注3) (%)は、各区分における不登校生徒数に対する割合

(6) 不登校状態が継続している理由

区分	具体例	国立	公立	私立	計
いじめ	いじめを受けているため登校できない。	0 人 0.0 %	219 人 0.5 %	100 人 0.7 %	319 人 0.6 %
いじめを除く他の生徒との関係	クラスに馴染むことができないなどの問題で登校できない。	2 人 6.9 %	4,222 人 9.7 %	1,584 人 11.3 %	5,808 人 10.1 %
教職員との関係	教職員との人間関係で登校できない。	0 人 0.0 %	227 人 0.5 %	85 人 0.6 %	312 人 0.5 %
その他の学校生活上の影響	授業がわからない、試験が嫌いであるなどの上記以外の学校生活上の影響で登校できない。	1 人 3.4 %	4,703 人 10.8 %	1,367 人 9.8 %	6,071 人 10.6 %
あそび・非行	遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。	1 人 3.4 %	5,120 人 11.8 %	1,128 人 8.1 %	6,249 人 10.9 %
無気力	無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えにいたり強く催促すると登校するが長続きしない。	2 人 6.9 %	11,803 人 27.1 %	3,456 人 24.7 %	15,261 人 26.5 %
不安など情緒的混乱	登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。	17 人 58.6 %	9,906 人 22.8 %	3,980 人 28.4 %	13,903 人 24.2 %
意図的な拒否	学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。	1 人 3.4 %	4,010 人 9.2 %	823 人 5.9 %	4,834 人 8.4 %
その他	上記のいずれにも該当しない。	6 人 20.7 %	6,619 人 15.2 %	2,191 人 15.6 %	8,816 人 15.3 %

(注1) 調査対象:国公立高等学校

(注2) 理由の分類は、学校等の客観的な判定(診断)を参考にし、現在又は不登校の状態であった期間のうち、最も現在に近い時の状態によって学校が行ったものである。

(注3) 複数回答可とする。

(注4) (%)は、各区分における不登校生徒に対する割合

## (7) 都道府県別不登校生徒数(国・公・私立)

都	道	府	県	高等学校	1,000人当たりの 不登校生徒数
1	北	海	道	926	6.0
2	青	森	県	384	8.8
3	岩	手	県	743	17.4
4	宮	城	県	1,304	18.8
5	秋	田	県	464	14.1
6	山	形	県	649	17.0
7	福	島	県	798	12.0
8	茨	城	県	461	5.3
9	栃	木	県	1,466	23.7
10	群	馬	県	1,164	20.8
11	埼	玉	県	3,200	18.4
12	千	葉	県	3,475	23.2
13	東	京	都	5,219	16.7
14	神	奈	川 県	2,405	12.4
15	新	潟	県	1,195	16.6
16	富	山	県	450	15.3
17	石	川	県	680	20.2
18	福	井	県	384	15.3
19	山	梨	県	485	17.4
20	長	野	県	800	12.7
21	岐	阜	県	888	14.7
22	静	岡	県	1,423	13.2
23	愛	知	県	2,254	11.8
24	三	重	県	1,055	19.5
25	滋	賀	県	855	21.4
26	京	都	府	1,110	15.1
27	大	阪	府	6,361	28.5
28	兵	庫	県	1,519	10.1
29	奈	良	県	534	13.5
30	和	歌	山 県	491	15.2
31	鳥	取	県	296	16.0
32	島	根	県	337	15.1
33	岡	山	県	1,540	26.8
34	広	島	県	1,398	17.6
35	山	口	県	391	10.0
36	徳	島	県	393	16.9
37	香	川	県	509	18.3
38	愛	媛	県	495	11.6
39	高	知	県	279	12.7
40	福	岡	県	3,083	22.0
41	佐	賀	県	565	19.6
42	長	崎	県	708	14.8
43	熊	本	県	1,068	19.2
44	大	分	県	641	17.8
45	宮	崎	県	700	18.9
46	鹿	児	島 県	931	16.2
47	沖	縄	県	1,068	21.0
合			計	57,544	16.5
平	成	17	年 度	59,680	16.6

## Ⅱ 不登校児童生徒を支援する施策について

### 《不登校児童生徒の学校復帰等を支援する取組》

#### ○ 教育支援センター（適応指導教室）の整備

教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進。

【平成18年度 1,164か所】

#### ○ 出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすとき校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。

【平成 4年9月24日付け初等中等教育局長通知】

【平成15年5月16日付け初等中等教育局長通知】

また、この場合、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）の適用を受けることができることとする。

【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知】

### 《不登校児童生徒に対する特別な教育課程の編成や学習機会の拡大に係る取組》

#### ○ 不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

#### ○ IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、その学習活動が学校復帰に向けての取組であって、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合は、訪問による対面指導が適切に行われていることなどの一定の要件を満たすときに指導要録上「出席扱い」とすることができることとする。

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

#### ○ 中卒認定試験における受験資格の拡大及び高校入試における配慮

不登校のため中学校を卒業できない生徒が、同年齢の生徒に遅れることなく高校受験が可能となるよう、中学校卒業程度認定試験における受験資格を拡大。

高等学校入学者選抜に当たって、不登校生徒については、調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、適切な評価に配慮。

## 《不登校児童生徒を支援する主な取組》

### ○ 問題を抱える子ども等の自立支援事業

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退への対応といった、学校が抱える課題ごとに、未然防止、早期発見・早期対応につながるような効果的な取組について、①子どもの状況の把握の在り方、②関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方といった観点から各地域で特色のある実践研究を行い、その成果等を全国に普及する。【平成20年度予算額 855百万円】

### ○ 不登校等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業

不登校児童生徒等に多様な支援等を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援を行っている実績のあるNPO、民間施設、公的施設に対し、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラム、活動プログラム等の開発を委託する。【平成20年度予算額 100百万円】

### ○ スクールカウンセラー等活用事業補助

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するほか、災害や事件・事故などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう、小学校も含めスクールカウンセラー等の配置による学校における教育相談体制の充実を図る。また、子ども等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談機関に相談できるよう都道府県等が行っている相談体制（電話相談）の充実を図る。

【平成20年度予算額 3,365百万円】

### ○ スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく。

【平成20年度予算額 1,538百万円（新規）】

## Ⅲ 不登校関連の主な通知について

### (1) 登校拒否問題への対応について

平4. 9. 24 文初中330 各都道府県教育  
委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く  
各国立大学長・国立久里浜養護学校長あて 文部  
省初等中等教育局長通知

児童生徒の登校拒否問題への対応につきましては、関係者において特段の努力が払われているところですが、依然として登校拒否児童生徒の数は増加傾向にあり、憂慮される事態となっております。

文部省としても、これまで、登校拒否児童生徒の全国的な状況の把握に努め、指導資料の作成や教員研修の実施など各種の施策を講じてきたところですが、上記のような状況にかんがみ、平成元年7月に有識者による「学校不適応対策調査研究協力者会議」を発足させ、登校拒否問題への対応に関する基本的な在り方について広く総合的・専門的な観点から検討を願い、本年3月13日に「登校拒否（不登校）問題について」の報告を取りまとめていただいたところです。

文部省としては、この報告の趣旨を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれても、下記により登校拒否問題に対する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。なお、都道府県教育委員会にあっては、管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事及び国立大学長にあっては、管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 登校拒否問題に対応する上での基本的な視点

- ① 登校拒否はどの児童生徒にも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題をとらえていく必要があること。
- ② いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して登校拒否になってしまう場合がしばしばみられるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
- ③ 学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、登校拒否の問題はかなりの部分を改善ないし解決することができること。
- ④ 児童生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るために多様な方法を検討する必要があること。
- ⑤ 児童生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであってもこれを自立のプロセスとしてありのままに受け止め、積極的に評価すること。

## 2 学校における取組の充実

- (1) 学校は、児童生徒にとって自己の存在感を実感でき精神的に安心していることのできる場所―「心の居場所」―としての役割を果たすことが求められること。
- (2) 学校は、登校拒否の予防的対応を図るために、児童生徒一人一人の個性を尊重し、児童生徒の立場に立って人間味のある温かい指導が行えるよう指導の在り方や指導体制について絶えず検討を加え、次のような取組を行う必要があること。
  - ① 個に応じた指導に努めるなど指導方法、指導体制について、工夫、改善に努めること。
  - ② 児童生徒の自主性、主体性を育みながら、一人一人がたくましく生きていくことのできる力を養っていくこと。
  - ③ 児童生徒が適切に集団生活に適応する力を身に付けることができるように、学級活動等を工夫すること。
  - ④ 主体的な進路選択能力を育成するため、発達段階に応じた適切な進路指導を行うこと。
  - ⑤ 児童生徒の立場に立った教育相談を充実すること。
  - ⑥ 開かれた学校という観点に立って、家庭や地域社会との協力関係を築いていくこと。
- (3) 学校においては、全教職員が登校拒否問題についてあらかじめ十分に理解し、認識を深め、個々の問題の対応に当たって一致協力して取り組むとともに、校内研修等を通じて教職員の意識の啓発と指導力の向上に努めること。また、登校拒否児童生徒への具体的な指導に当たっては、次の点に留意する必要があること。
  - ① 登校拒否となる何らかの前兆や症状を見逃さないよう常日頃から児童生徒の様子や変化をみていくことが大切であり、変化に気付いた時は、速やかに適切な対応をとること。
  - ② 登校拒否が長期に及ぶなど、学校が指導・援助の手を差し伸べることがもはや困難と思われる状態になる場合もあるが、このような状態に陥りそうな場合には、適切な時期をとらえて、教育センター等の専門機関に相談して適切な対応をとる必要があること。その際、保護者に対し、専門的観点から適切な対応をすることの必要性を助言し、十分な理解を得ることが大切であること。
  - ③ 登校拒否児童生徒が登校してきた場合には、温かい雰囲気のもとに自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応力を高めていくような指導上の工夫を行うこと。

## 3 教育委員会における取組の充実

都道府県及び市町村の教育委員会は、自ら登校拒否問題に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、学校における取組が効果的に行われるよう支援する必要があること。その際、次に例示するような方策を含め、多様な方策が検討される必要があること。

- ① 登校拒否問題への適切かつきめ細かな対応を行うため、それぞれの地域の状況に応じ、登校拒否についてのよりの確な実態把握に努めること。

- ② 登校拒否児童生徒の指導の中核となる生徒指導担当者等に対して、登校拒否問題についての専門的、実践的研修を積極的に実施するなど教員研修の効果的な実施に努めること。
- ③ 学校における指導体制を充実させるため、必要に応じた学校への教員の加配、教育相談等の研修講座を通じての専門的力量をもった教員の育成等の施策を講ずること。
- ④ 教育センター等の教育相談機関の整備や施設・設備、スタッフの充実等を図ること。
- ⑤ 学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するため様々な指導・援助を行う「適応指導教室」について、その設置を推進するとともに、指導員や施設設備等の充実に努めること。
- ⑥ 社会教育施設を利用して行われる登校拒否児童生徒の適応指導のための自然体験活動等の事業の推進を図ること。その際、施設と学校等との連携に配慮すること。
- ⑦ 保護者に対するカウンセリングの実施、保護者同士の懇談会の開催、家庭向けの啓発資料の作成などの保護者への啓発・支援の取組を行うこと。また、すべての家庭に対して登校拒否への関心を高めるよう啓発を行うこと。

#### 4 関係機関等との連携

- (1) 学校においては、教育センター、児童相談所等の関係機関と日頃から連携を図っておくことが大切であること。特に登校拒否の程度が進み学校の指導の限界を超えと思われる場合には、速やかに相談・指導を行う専門の関係機関に協力を求めることも必要であること。
- (2) 相談・指導を行う関係機関としては、適応指導教室、教育センター、児童相談所などの公的機関が適切であるが、公的な指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことも困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。  
ただし、民間施設での相談・指導を考慮する場合、その性格や活動内容は多種多様であるので学校や教育委員会はその施設の実態を十分把握した上で、本人にとって真に適切かどうか判断する必要があること。
- (3) 学校は当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている間の状況を十分フォローアップすることが大切であり、可能な限りその指導状況を把握するなど、相談・指導を他の公的機関等に任せきりにすることのないよう留意すること。
- (4) 義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、別記によるものとする。

## (別記)

登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

### 1 趣旨

登校拒否児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

### 2 出席扱いの要件

登校拒否児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、登校拒否児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、学校不適応対策調査研究協力者会議報告（平成4年3月13日）に別記として掲げられている「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

### 3 指導要録の様式等について

上記の取扱いに伴い、平成3年3月20日付け文初小第124号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」で示した指導要録の様式等について、それぞれ別紙のように改めることとする。

(別紙)

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の様式等について

平成3年3月20日付け文初小第124号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」の別紙第1から別紙第5までのⅡ記入上の注意のうち〔出欠の記録〕について，それぞれ次のように改める。

(1) 5のなお書きを次のように改める。

「なお，学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加した場合，及び登校拒否の児童が学校外の施設において相談・指導を受けそのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には，出席扱いとすることができること。」

(2) 7に次のなお書きを加える。

「なお，登校拒否の児童が学校外の施設において相談・指導を受け，そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には，「出席日数」の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した適応指導教室等の施設名を記入すること。」

(3) なお，上記(1)及び(2)中「児童」とあるのは，別紙第2及び別紙第4にあつては「生徒」と，別紙第5にあつては「児童又は生徒」とする。

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、登校拒否の児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

#### 1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が登校拒否等児童生徒の不適応・問題行動に対して深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

#### 2 事業運営の在り方について

登校拒否等児童生徒の不適応・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。また、著しく営利本位のものでないこと。

#### 3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱の登校拒否、情緒障害、非行・問題行動など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 体罰などのゆきすぎた指導が行われていないこと。

#### 4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、

それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたること。

- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

## 5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

## 6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に意見を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(2) 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について

平5. 3. 19 5初中30 各都道府県教育委員会  
指導事務主管課長・各都道府県私立学校主管課長・附  
属学校を置く各国立大学長国立久里浜養護学校長あて  
文部省初等中等教育局中学校課長通知

登校拒否問題への対応については、平成4年9月24日付文初中第330号により学校及び教育委員会の取組の充実、関係機関等との連携について一層の努力をお願いしたところですが、この中で、義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けるとき、それが学校復帰を前提とし、本人の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合には、その努力を学校として評価し、指導要録上出席扱いとすることができることとしたところです。

ところで、登校拒否の態様は様々であり、場合によっては、公的機関等において相談・指導を受ける期間が長期に及ぶことも考えられますが、このような児童生徒の通所に要する交通費の負担の軽減措置に関し、関係機関等と協議した結果、このたび別紙のとおり登校拒否児童生徒に対し通学定期乗車券制度が適用されることになりましたのでお知らせします。なお、都道府県教育委員会にあっては、管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事部局及び国立大学にあっては、管下の学校に対して、このことを周知されるよう願います。

(別紙)

## 1 対象となる児童生徒

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が、「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付文初中第330号）に基づき、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした者とする。

## 2 内容

上記1の登校拒否児童生徒が、相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乗車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。

## 3 通学定期乗車券の発売手続き

- (1) 鉄道については、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者の定めるところに基づき、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- (2) 乗合バスについては、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- (3) 具体的な手続きについては、必要に応じ各事業者に問い合わせるなど事務処理に遺漏のないよう留意すること。なお、別添の東日本旅客鉄道株式会社の「実習用通学定期乗車券の取扱方等について」を参考とすること。

## 4 実施期日

本通知による通学定期乗車券制度の適用は、平成5年4月1日より実施されるものであること。

(別添 略)

### (3) 不登校への対応の在り方について

平15.5.16 文科初255 各都道府県・指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学長・国立久里浜養護学校長・独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長  
独立行政法人国立青年の家理事長・独立行政法人国立少年自然の家理事長  
あて 文部科学省初等中等教育局長通知

児童生徒の不登校への対応につきましては、関係者において様々な努力がなされているところですが、不登校児童生徒数は過去最多を更新するなど、憂慮される事態となっております。

文部科学省におきましては、このような状況を踏まえ、平成14年9月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を発足させ、①不登校問題の実態の分析、②学校における取組の在り方、③学校と関係機関の連携の在り方、④その他不登校問題に関連する事項について総合的・専門的な観点から検討を願い、本年3月に「今後の不登校への対応の在り方について」の報告を取りまとめたところであります。

報告においては、不登校に対応する上で持つべき基本的な姿勢として、

- ① 不登校については、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることとしてとらえ、関係者は、当事者への理解を深める必要があること。同時に、不登校という状況が継続すること自体は、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策を検討する重要性について認識を持つ必要がある。
- ② 不登校については、その要因・背景が多様であることから、教育上の課題としてのみとらえて対応することが困難な場合があるが、一方で、児童生徒に対して教育が果たすことができる、あるいは果たすべき役割が大きいことに着目し、学校や教育委員会関係者等が一層充実した指導や家庭への働きかけ等を行うことにより、不登校に対する取組の改善を図る必要がある。

という観点から提言がなされているところです。

本通知は、平成4年3月に取りまとめられた有識者による「登校拒否（不登校）問題について」報告に関する同年9月24日付けの文部省初等中等教育局長通知（文初中第330号）を踏まえ、今回新たに取りまとめられた報告に基づき見直しを図り、不登校へ対応する上での留意点等につきまとめたものです。

文部科学省としては、この報告の趣旨を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこと

としておりますが、貴職におかれましても、下記により不登校に対する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。また、都道府県教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済であり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼済であることを申し添えます。

## 記

### 1. 不登校に対する基本的な考え方

#### ① 将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することであること。したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要があること。

#### ② 連携ネットワークによる支援

学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め（「アセスメント」）を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要であること。その際には、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことの意義が大きいこと。

#### ③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、自ら学び自ら考える力なども含めた「確かな学力」や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有しており、関係者はすべての児童生徒が学校に楽しく通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を展開していくことがまずもって重要であること。

#### ④ 働きかけることや関わりを持つことの重要性

児童生徒の立ち直る力を信じることは重要であるが、児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは、状況の改善にならないという認識が必要であること。

#### ⑤ 保護者の役割と家庭への支援

保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。

## 2. 学校における取組の充実

### (1) 児童生徒が不登校とならない、魅力あるよりよい学校づくりのための一般的取組

#### ① 新学習指導要領のねらいの実現

新学習指導要領の下、創意工夫に満ちた教育課程を編成し、各教科、道徳、特別活動はもとより、新設された「総合的な学習の時間」も有効に活用し、自己理解を深め、自己選択能力の育成を目指すとともに、社会性の育成や人間関係づくりを目指した様々な取組を一層積極的に展開することが望まれること。

#### ② 開かれた学校づくり

教育活動の実施に当たっては、地域の様々な場で活動を展開するとともに、指導者についても外部の多様な人材の協力を得るなど、地域社会の教育力を積極的に生かし、学校と社会とのつながりを強め、開かれた学校づくりを推進すること。

#### ③ きめ細かい教科指導の実施

児童生徒への指導に当たっては、一人一人の個性が異なることを常に意識し、具体的な指導の方法や進度につき、児童生徒の側に立った配慮が必要であること。

#### ④ 学ぶ意欲を育む指導の充実

児童生徒が学ぶ意欲を持って主体的に学校に通うことができるよう、発達段階に応じて自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。

#### ⑤ 安心して通うことができる学校の実現

いじめや暴力行為を許さない学級づくり、問題行動への毅然とした対応が大切であること。また、教員による体罰等の人権侵害行為等があってはならないこと。

#### ⑥ 児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい配慮

各学校種と児童生徒の発達段階に応じた配慮を行うことが重要であること。また、小・中学校間の接続の改善を図る観点から、小・中連携を一層推進する等の配慮が重要であること。

### (2) きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組

#### ① 校内の指導体制及び教職員等の役割

##### ア 学校全体の指導体制の充実

校長の強いリーダーシップの下、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で日頃から連携を密にし、一致協力して対応にあたること。

##### イ コーディネーター的な不登校対応担当の役割の明確化

不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

## ウ 教員の資質向上

児童生徒の教育指導については、教員がその中心的な存在であり、教職員、特に学級担任は、自らの影響力を常に自覚し、指導に当たる必要があること。

また、各教員が児童生徒に対する共感的理解の基本姿勢を持つことが重要であること。

さらに、初期での判断を誤まらないよう、関連する他分野についての基礎的な知識、例えば、精神医学の基礎知識や、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等に関する知識、児童虐待の早期発見や「ひきこもり」に関する知識も身につけておくことが望ましいこと。

## エ 養護教諭の役割

養護教諭が行う情緒の安定を図る等の対応や予防のための健康相談活動の果たす役割は大きいこと。また、養護教諭と不登校に対応する校内の組織が情報を共有化することが望ましいこと。

## オ スクールカウンセラー等との連携協力

スクールカウンセラーには、「学校におけるカウンセラー」という性格上、学校の組織・機能、校風等についてよく承知した上で、独自の資質や対応が求められること。スクールカウンセラーと教職員が円滑に連携協力していくために、研修等を通じて、スクールカウンセラーと教職員それぞれの職務内容等の理解を深める必要があること。

### ② 情報共有のための個別指導記録の作成

校内・関係者間で情報を共有し、共通理解の下で指導・対応に当たる体制を確立することが重要であること。そのために、個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、保護者や関係機関との連携、学年間や小・中学校間、転校先等との引継ぎ、教育委員会への連絡等において活用することができる不登校児童生徒の個別の指導記録づくりを行うことが有効であること。

### ③ 家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働きかけ

不登校児童生徒が学校外の施設に通う場合や家庭にいる場合であっても、学校は当該児童生徒が自らの学級・学校の在籍児童生徒であることを自覚し、関わりを持ち続けるよう努めるべきであること。学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、児童生徒本人やその保護者が必要としている支援をすることは大切であること。

### ④ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通

知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

#### ⑤ 児童生徒の再登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が再登校をしてきた場合には、温かい雰囲気の下に自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫を行うことが重要であること。

その際には、保健室や相談室等の教室以外の学校の居場所を積極的に活用することが考えられること。

#### ⑥ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の措置

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さない毅然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒に対する緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよいことはもとより、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた側の生徒に対して柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえつつ、十分な教育的配慮を持った上で学級替えや転校を柔軟に認めていくことが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や原級留置に関する要望がある場合には、児童生徒の進路選択へ資するよう補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において原級留置の措置をとるなど、適切な対応をとることも考えられること。また、こうした措置が考えられる際には、予め保護者等の意向を聴いて参考とするなどの配慮が望まれること。

### 3. 教育委員会の取組の充実

各都道府県及び市町村教育委員会は、自ら不登校に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、各学校における取組が効果的に行われるよう支援する必要があること。

#### (1) 不登校や長期欠席の早期の把握と対応

各市町村教育委員会においては、不登校や長期欠席は、義務教育制度に関わる重

大な課題であることを認識し、学校等の不登校への対応に関する意識を高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、課題の早期の解決を図るための体制の確立を促すことが重要であること。

## (2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備

### ①教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組が今後一層充実されることが期待されること。

教員採用については、熱意があり人間性豊かな人材が確保されるよう、採用選考方法の工夫改善に引き続き努めていく必要があること。

また、初任者研修をはじめとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図ること。

### ②きめ細かな指導のための適切な人的措置

不登校を未然に防ぐ魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、少人数授業やティームティーチング、習熟度別指導などのきめ細かな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。

また、小・中学校さらには高等学校の間の連携を推進するため、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことが期待されること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

さらに、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、人的措置を含め、厳正な対応をとることが必要であること。

### ③保健室や相談室等の整備

養護教諭の果たす役割や「保健室登校」・「相談室登校」の意義に鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室等の環境整備、情報通信機器の整備等が望まれること。

## (3) 学校における指導等への支援

### ①モデル的な個別指導記録の作成

各市町村教育委員会においては、各学校で活用できるよう個別指導記録のモデル案を作成することが求められること。また、当該個別指導記録が効果的に活用されるよう適切な指導が望まれること。

### ②転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合等

には、市町村教育委員会においては、保護者等の意向を踏まえつつ、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることが望まれること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を的確に講ずる必要があること。

(4) 適切な対応の見極め（「アセスメント」）及びそのための支援体制づくり

不登校の要因・背景の多様化へ対応するため、各学校が、児童生徒の初期段階のアセスメントに当たり、専門知識をもつ外部の者等の協力を得られる地域の体制を構築する必要があること。

(5) 中学校卒業後の課題への対応

①高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが望まれること。

②高等学校における長期欠席・中途退学への取組の充実

各地域の実情に応じて、中高一貫教育の推進や、総合学科や単位制高等学校等の特色ある高等学校づくり等も含め、多様な取組や工夫が行われることが期待されること。

③中学校卒業後の就学・就労やひきこもり傾向のある青少年への支援

中学校時に不登校であり高等学校へ進学しなかった者、又は高等学校へ進学したものの中途退学をした者等、中学校卒業後に進学も就労もしていない者等に対して、多様な進学や職業訓練等の機会等について支援するために、関係行政機関等が連携した地域のサポートネットワークを整備することが期待されること。

(6) 学校外の公的機関等の整備充実及び活用

①教育支援センター（いわゆる適応指導教室。以下同じ。）の整備充実やそのための指針づくり

いわゆる適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声があったことから、国として標準的な呼称を用いる場合は、不登校児童生徒に対する「教育支援センター」という名称を適宜併用することとした。なお、各地域においては既に様々な親しみやすい名称を付している実態があり、そうした工夫は今後ともあってよいこと。

各都道府県教育委員会においては、教育支援センターの更なる整備充実のために、域内の市町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不

登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、別添1の「教育支援センター整備指針（試案）」を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し、必要な施策を講じていくことが求められること。市町村教育委員会は、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であること。もとより、市町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。

また、指導体制をめぐっては指導員の量的不足や専門性の不足等についての課題が指摘されているところであり、常勤職員の配置やカウンセラー等の専門家等の配置、指導員の研修の充実等が望まれること。

#### ②教育センターや教育研究所等における教育相談機能の充実

各教育委員会は、所管する教育センターや教育研究所等における教育相談機能を活用し、保護者や不登校児童生徒をはじめ、学校、教育支援センター等が身近に助言・援助を得られる体制の整備を図り、域内の不登校に関する連携ネットワークの機能の充実を図ることが望ましいこと。

#### ③社会教育施設の体験活動プログラムの積極的な活用

社会教育施設では、都市部の教育支援センターや小規模な教育支援センターでは提供しにくい野外体験活動プログラム等が実施されている場合が多いため、これらの体験活動プログラム等を実施する社会教育施設との積極的な連携が望まれること。

### (7) 訪問型支援など保護者への支援の充実

各都道府県及び市町村教育委員会においては、保護者全般に対する不登校への理解を深めるための啓発を行うことや、不登校のみならず子育てについての保護者に対する支援を充実することが求められること。

なお、ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対しては、必要な配慮の下、訪問型の支援を積極的に推進することが期待されること。さらに人間関係づくりや学校復帰等の次のステップにつながるように、十分に配慮しつつ、相談等のきっかけとしてIT等を活用することも考えられること。

また、保護者自身が悩みを抱えている場合等もあることから、積極的に保護者へ情報提供を行うことや保護者のネットワークとの連携等による支援の充実が必要であること。

### (8) 官民の連携ネットワーク整備の推進

#### ①他部局との連携協力のための連絡調整（コーディネート）

各教育委員会においては、学校と関係機関との連携協力を推進するため、積極的に保健・福祉・医療・労働分野の部局等との調整役（コーディネーター）としての役割を果たす必要があること。

②関係機関のネットワークづくりと不登校対策の中核的機能の整備充実

各教育委員会においては、不登校へ対応するための学校、教育支援センター、児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関や民間施設、NPO等のネットワークづくりや、その中核的な機能の整備充実に努める必要があること。

③民間施設等との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、各教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

公的機関と民間施設等との連携を進めていく観点から、平成4年9月の初等中等教育局長通知（文初中第330号）の別記「民間施設についてのガイドライン（試案）」を改訂したこと（別添2）。

なお、義務教育諸学校の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、別記によるものとする。

(別記)

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

## 1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

## 2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添2）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

## 3 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」のとおりとする。

## 教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)

### 1 趣旨

- 教育委員会は、教育支援センター(以下、センターという。)の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

### 2 設置の目的

- センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

### 3 自己評価・情報の積極的な提供等

- センターは、その目的を実現するため、その相談・適応指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・適応指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

### 4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。
- 必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

### 5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・適応指導を行う。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 家庭訪問による相談・適応指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通室困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。

- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。

## 6 指導体制

- センターには、相談・適応指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有するものをあてるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。
- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。
- その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

## 7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・適応指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・適応指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具(教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等)を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

## 8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする(定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等)。
- 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。

- 指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

#### 9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携

- センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。
- センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。
- 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン(試案)」等に留意するものとする。

#### 10 教育委員会の責務

- 教育委員会は、前各項の趣旨が達せられるよう、教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。
- 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

## 民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

### 1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

### 2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒の不適応・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

### 3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされて

いること。

- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

#### 4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

#### 5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

#### 6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

#### 7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針いかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(4) 不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

平17.7.6 17文科初第437号 各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

児童生徒の不登校への対応につきましては、関係者において様々な努力がなされているところですが、このたび、家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた進路選択を支援するため、当該児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会にあつては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあつては、所管の学校に対し、都道府県知事にあつては、所轄の学校及び学校法人等に対し、このことを十分周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置において認定されたものを全国的に実施できることとしたものであり、平成15年8月29日付け15文科総第128号「構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について」の記2については、今後、本通知によることとします。

## 記

### 1 趣 旨

不登校の児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

### 2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) IT等を活用した学習活動とは、IT（インターネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど）や郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、平成15年5月16日付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」における「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等

の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施するなどして、その状況を十分に把握すること。

- (6) I T等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

### 3 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校の児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、学校に登校しないことを認める趣旨ではないので、I T等を活用した学習活動を出席扱いとすることが不登校状態の悪化につながることはないよう留意すること。
- (2) I Tを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、I Tの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- (5) I T等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

- (6) このほか、児童生徒の不登校への対応については、平成15年5月16日付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」を参照すること。

#### 4 指導要録の様式等について

上記の取扱いに伴い、平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」の別紙第1，別紙第2，別紙第4-①，②，④及び⑤の「指導に関する記録」中〔出欠の記録〕について、それぞれ次のように改めることとする。

- (1) 「5 出席日数」の「また」以下を次のように改める。

「また、不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した学校外の施設名や自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。」

- (2) なお、上記(1)中「児童」とあるのは、別紙第2，別紙第4-②及び⑤にあっては「生徒」とする。

(5) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

平17.7.6 17文科初第485号 各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、付属学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年文部科学省令第38号)、「学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件」(平成17年文部科学省告示第98号)及び「教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校又は中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件」(平成17年文部科学省告示第99号)が平成17年7月6日に公布、同日に施行されるとともに、「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」(文部科学大臣決定。以下「指定要項」という。)が同日に決定されました。

今回の改正又は制定の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村に、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 趣旨

今回の改正又は制定の趣旨は、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるようにするものであり、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第2条第3項に規定する規制の特例措置である「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を、同法の定める手続によらずに実施できることとするものであること。

第2 内容

1 学校教育法施行規則及び告示関係

- (1) 学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校(以下「小学校等」という。)を欠席していると認められる児童生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者(以下「不登校児童生徒等」という。)を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとする。 (学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第26条の3、第57条の4関係)
- (2) 教育課程の基準によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて小学校等を指定する場合とすること。(文部科学省告示第98号関係)
- (3) 施行規則第63条の2ただし書の規定に基づき、教育課程に関し同令の規

定によらない場合における高等学校の全課程の修了の認定について、特別の教育課程を編成して教育を実施する高等学校の指定に係る実施計画に従った教科若しくは科目又はこれらに準ずるものを履修し又は習得した生徒について行うものとする。こと。(文部科学省告示第99号関係)

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 2 指定要項関係

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等に関し、以下の項目について指定要項において定めること。

- ① 趣旨
- ② 小学校等の指定
- ③ 実施
- ④ 報告の依頼等
- ⑤ 実施計画の変更
- ⑥ 文部科学大臣の是正措置等
- ⑦ 経過措置（指定要項の決定の際現に構造改革特別区域法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を受けて特別の教育課程を編成して教育を実施している小学校等に係る経過措置。）

## 第3 留意事項

1 児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校等又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。

他方、不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。

2 特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。

3 特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒等の実態に配慮し、例えば不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。

4 (1) 市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校において特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合、当該学校の設置認可の前に、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある学校として指定を受ける必要があること。

(2) 市町村が新たに設置する高等学校若しくは中等教育学校又は学校法人が新たに設置する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校について、文部科学大臣が指定をした際には、文部科学省はその旨を速やかに、当該学校の設置認可権者（市町村立の高等学校又は中等教育学校については都道府県教育委員会、私立の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校については都道府県知事）に対して通知することとしているので、その旨留意すること。

5 指定を受けた小学校等については、文部科学省ホームページにおいて公表するものであること。